

中泊町条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）又は建設関連業務（測量、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付き一般競争入札」とは、町が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事等（以下「対象工事等」という。）は次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の工事
- (2) 設計金額が500万円を超える建設関連業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める建設工事等

2 対象工事の選定は、中泊町建設業者等選定委員会（中泊町建設工事指名業者選定規程第4条に規定する中泊町建設業者指名審査会をいう。以下「選定委員会」という。）の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加形態)

第4条 前条の規定により対象工事等を選定するときは、併せて次の各号のいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 入札参加形態の選定は、「選定委員会」の審査を経た上で行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、対象工事等が建設関連業務である場合は、第6号から第9号までを除く。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 中泊町財務規則（平成17年3月中泊町規則第62号。以下「財務規則」という。）第119条第1項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - (3) 対象工事等に対応する工種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
 - (4) 中泊町競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成25年中泊町規則第16号以下「資格審査」）第5条の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定されたものであること。
 - (5) 対象工事等に対応する工種について建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評価値通知書」という。）の総合評価値が対象工事等ごとに定める基準を満たしていること。
 - (6) 対象工事等ごとに定める区域内に法第3条第1項に規定する営業所を有していること。
 - (7) 対象工事ごとに定める基準を満たす主任技術者、監理技術者、照査技術者等を配置できること。
 - (8) 中泊町建設業者等指名停止要領（平成25年中泊町訓令第4号）又は青森県建設業者指名停止要領（昭和60年青監第323号）に基づく指名停止の措置を、当該公告の日から入札（開札）日まで受けていないこと。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされ、更生手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
 - (10) 民事再生法（平成11年法律第255号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされ、再生手続き開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- 2 町長は、前項において定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。
- (1) 法第3条に規定する営業所の所在地に関する事項
 - (2) 業種及び等級の格付に関する事項
 - (3) 町が発注する建設工事の手持ち工事件数に関する事項
 - (4) 設計図書の供覧に関する事項
 - (5) 配置予定技術者の資格又は施工経験に関する事項
 - (6) 特定建設業の許可に関する事項
 - (7) 同種又は類似工事の施工実績に関する事項
 - (8) 法第27条の29第1項に規定する総合評価値に関する事項
 - (9) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項
 - (10) その他町長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

(参加資格の決定)

第6条 町長は、第4条に規定する入札参加形態並びに前条第1項第4号から第6号に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、条件付き一般競争入札参加資格設定計画書（第1号様式）を作成し、選定委員会の審査に付すものとする。

（公告）

第7条 町長は対象工事等を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも10日前までに政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。ただし、入札者若しくは落札者がいない場合若しくは落札者が契約を結ばない場合において、再度公告して入札に付そうするとき、又は緊急やむを得ない理由があるときは、その期間を5日まで短縮することができる。

- （1）競争入札に付する事項
- （2）競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- （3）注文書、仕様書、図面、見本又は売買若しくは貸与する物件及び契約条項を示す場所
- （4）入札及び開札の場所及び日時
- （5）入札保証金及び契約保証金に関する事項
- （6）議会の議決を要する契約については、議会の同意があったときにその契約を締結する旨
- （7）工事又は製造の請負について落札価格に制限を設けるときはその旨
- （8）契約書の取り交わしの時期
- （9）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- （10）前各号に掲げるもののほか、必要事項

（入札参加資格申請書）

第8条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて当該告示で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

- （1）総合評定値通知書の写し
- （2）配置予定技術者調書（様式第3号）
- （3）施工実績調書（様式第4号）
- （4）業務実績調書（様式第5号）
- （5）その他町長が必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第9条 町長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を速やかに審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。入札参加資格がないと認めた者（以下「不適格者」という。）に対してはその理由を付して通知するものとする。

- 2 不適格者は、審査結果通知書に定める期日までに条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第7号）により不服を申し立てることができるものとする。
- 3 町長は、前項の規定に基づく書面の提出があったときは、当該書面に記載された事項に関して審査し、条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書（様式第8号）により速やかに回答するものとする。
- 4 町長は、前項により入札参加資格があると認めた場合は第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第10条 町長は、前条第1項又は第5項の規定により、条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号の

いずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 第6条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げる者のほか条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

(事業協同組合の取扱い)

第11条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

(設計図書)

第12条 対象工事等の設計図書は、必要に応じ、閲覧、貸出（様式第9号）又は配布のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 町長は、前条の供覧に代えて、設計図書等の販売を行うことができる。

(質疑応答)

第13条 設計図書に関して質疑がある者は、公告に定める期日までに質疑書（様式第10号の1）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の質疑のあったときは、公告の定める期日までに質疑回答書（様式第10号の2）により回答するものとする。

(入札の辞退)

第14条 入札書郵送後に入札を辞退する場合は、事前に電話で財政課契約担当まで連絡のうえ、入札日の前日までに持参により入札辞退届を提出するものとする。

(入札の執行)

第15条 町長は、入札の参加者が、入札参加資格がある旨の通知を受けていること、申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、第5条の資格を有することをよく確認の上、入札を執行するものとする。

2 入札の執行に当たり、入札参加資格がある旨の条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札参加者に提出させるものとする。

3 対象工事（建設関連業務を除く。）の入札に参加する者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

4 町長は、開札したときは、開封した入札書の氏名又は名称及び金額を順次読み上げ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、政令第167条の10第1項及び第2項の規定を適用するときは、この限りでない。

5 町長は、落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を通知するものとする。

(落札者の決定)

第16条 落札決定となるべき同価格の入札をした者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

(入札経緯の公表)

第17条 町長は、落札者の決定後、入札参加者の入札金額、落札者の有無並びに落札者名を公表するものとする。

2 前項の公表は、入開札一覧表を町のホームページへの掲載及び所定の場所での掲示により行うものとし、その期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

第18条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

条件付き一般競争入札参加資格設定計画書

工事・委託番号		工事内容	
工事・委託名			
工事・委託場所			
概算設計金額		入札予定日	
設定資格要件			
想定有資格者数			
備 考			

中泊町建設工事等選定委員会決定（平成 年 月 日）						
委員長	副委員長	委 員				
副町長	総務課長	財政課長	環境整備課長	農政課長	税務課長	上下水道課長

参加資格	
有	無
受付番号	番

平成 年 月 日

中泊町長 殿

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話
FAX 番号

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事・業務に係る入札に参加する資格について、公告に定められた書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事・委託番号 第 _____ 号

2 工事・委託名 _____

3 総合経営審査の総合評定値

商号及び名称	工事	工事
	点	点

注) 申請書は、FAXで受付いたします。(原本は、郵送とします。)

注) 申請書の右上の参加資格及び受付番号の欄は記入しないでください。

注) 添付書類について、公告で定める提出書類を必ず確認し、提出してください。

参加資格	
有	無
受付番号	番

平成 年 月 日

中泊町長 殿

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体
 構 成 員 住 所
 (代表者) 商号又は名称
 代表者氏名 印
 連絡先電話
 F A X 番号
 構 成 員 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印
 担当者氏名

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事に係る入札に参加する資格について、公告に定められた書類を添えて申請いたします。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 総合経営審査の総合評定値

商号及び名称	工事	工事
代表者	点	点
構成員	点	点

注) 申請書は、F A Xで受付いたします。(原本は、郵送とします。)

注) 申請書の右上の参加資格及び受付番号の欄は記入しないでください。

注) 添付書類について、公告で定める提出書類を必ず確認し、提出してください。

◎添付書類

- ①申請書（様式第2号その2）
- ②配置予定技術者調書（様式第3号）
- ③施工実績調書（様式第4号その2）
- ④共同企業体協定書の写し
- ⑤委任状
- ⑥各構成員の直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- ⑦各構成員の当該技術者の国家資格証明書又は管理技術者の写し（当該技術者の配置については、企業体の代表者が管理技術者を、その他の構成員については国家資格を有する主任技術者を配置すること。）
- ⑧代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書（発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要が確認できない場合は、特記仕様書又は予行計画書の写しも併せて添付する。）
- ⑨直近年度の税務署で交付する法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- ⑩同種工事を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し

注）用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

配置予定技術者調書

【監理技術者・主任技術者】

商号又は名称			
技術者氏名（生年月日）	（ 年 月 日生）		
法令による資格・免許 （取得年月日及び登録番号）	（ ）		
工 事 ・ 委 託 経 歴	工事・委託名		
	発注者名		
	工事・委託場所	地内	
	請負代金額	円（消費税及び地方消費税の額を含む） ※共同企業体受注の場合、出資比率で分した額 円	
	工期・委託期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	従事職務名		
	従事期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
	工事・委託概要		

- 注) 1. 資格を証明する書類の写し及び雇用を確認できる書類の写しを添付してください。
2. 工事・業務経歴の欄には、最近の代表的な類似工事・委託の経歴について、類似のものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。
3. 記載した工事・委託経歴を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。
ただし、中泊町から元請として受注した工事・委託である場合は、添付不要です。
- ①発注者が工事・委託実績を証明する書類又は写し
 - ②CORINSの竣工時工事カルテの写し（工事の場合）
 - ③契約書の写し等、工事・委託経歴を確認することができる書類

施 工 実 績 調 書

商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円（消費税及び地方消費税の額を含む） ※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	

- 注) 1. 施工実績は、過去10年間のなかで類似工事1件について記入してください。
 2. 記載した施工実績を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。
 ただし、中泊町から元請として受注した工事である場合は、添付不要です。
- ①発注者が工事・委託実績を証明する書類又は写し
 - ②CORINSの竣工時工事カルテの写し（工事の場合）
 - ③契約書の写し等、工事・委託経歴を確認することができる書類

施 工 実 績 調 書

商号又は名称	
工 事 名	
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	

商号又は名称	
工 事 名	工事
発 注 者 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	※共同企業体受注の場合、出資比率であん分した額 円
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
受 注 形 態	<input type="checkbox"/> 単 独 <input type="checkbox"/> 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	

代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書（発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要が確認できない場合は、特記仕様書又は予行計画書の写しも併せて添付する。）

注 用紙の大きさは日本工業規格A4縦長とする。

業 務 実 績 調 書

商号又は名称	
業 務 名	
発 注 者 名	
業 務 場 所	
請 負 代 金 額	円（消費税及び地方消費税の額を含む）
業 務 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
業 務 概 要	

- 注) 1. 業務実績は、過去10年間のなかで類似業務1件について記入してください。
2. 記載した業務実績を確認するため、次のいずれかの書類を添付してください。
ただし、中泊町から元請として受注した業務である場合は、添付不要です。
- ①発注者が業務実績を証明する書類又は写し
 - ②委託契約書の写し等、業務実績を確認することができる書類

第 号
平成 年 月 日

殿

中泊町長 印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書

下記の工事に係る、条件付き一般競争入札参加資格審査申請について、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

この結果について不服がある場合は、所定の様式により下記期限までに不服申立書を財政課へ持参により提出してください。

記

1. 工事・委託番号 第 号
2. 工事・委託名
3. 入札参加資格 有 ・ 無
4. 資格がないと認めた理由

5. 不服申立期限 平成 年 月 日（ ）午後 時まで

注) 不服申立は、所定の様式による持参提出のみ受付します。

平成 年 月 日

中泊町長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書

下記工事の入札参加資格審査結果に、不服を申し立てます。

記

1. 工事・委託番号 第 号
2. 工事・委託名
3. 不服のある事項及びその根拠

注) 不服申立は、本様式による持参提出のみ受付します。

平成 年 月 日

中泊町長 殿

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
構成員 住 所	
(代表者) 商号又は名称	
代表者氏名	印
構成員 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書

下記工事の入札参加資格審査結果に、不服を申し立てます。

記

1. 工事番号 第 号

2. 工事名 工事

3. 不服のある事項及びその根拠

注) 不服申立は、本様式による持参提出のみ受付します。

第 号
平成 年 月 日

殿

中泊町長 印

条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書

下記工事に係る条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 工事・委託番号 第 号
2. 工事・委託名
3. 不服申立に対する回答

平成 年 月 日

中泊町長 殿

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

設計図書等貸出申請書

平成 年 月 日付けで入札公告のありました条件付き一般競争入札に係る設計図書等を貸出くださるよう申請いたします。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 貸出依頼者
商号又は名称
氏 名 印
電話番号
- 4 貸出期限 平成 年 月 日

注) 貸出期限は閲覧期間内とする。

平成 年 月 日

中泊町長 殿

共同企業体の名称	定建設工事共同企業体
構成員 住 所	
(代表者) 商号又は名称	
代表者氏名	印
構成員 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

設計図書等貸出申請書

平成 年 月 日付けで入札公告のありました条件付き一般競争入札に係る設計図書等を貸出くださるよう申請いたします。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 貸出依頼者
商号又は名称
氏 名 印
電話番号
- 4 貸出期限 平成 年 月 日

注) 貸出期限は閲覧期間内とする。

質 疑 書

平成 年 月 日

中泊町長 様

工事・委託番号 第 号

工事・委託名

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

質 疑 番 号	函 面 番 号	質 疑 事 項

質 疑 回 答 書

平成 年 月 日

様

中 泊 町 長
(公印省略)

下記の入札に係る質疑について回答いたします。

工事・委託番号 第 号

工事・委託名 _____

質 疑 番 号	函 面 番 号	質 疑 事 項	回 答

担当課： _____ 電話： _____

委 任 状

平成 年 月 日

中泊町長 殿

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
構 成 員 住 所	
(代表者) 商号又は名称	
代表者氏名	印
構 成 員 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、中泊町との契約等について、次の権限を委任します。

受任者 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

- 1 見積及び入札に関する件
- 1 工事請負契約締結に関する件
- 1 契約保証金及び保証物の納付、還付請求及び受領の件
- 1 工事請負代金の請求及び受領に関する件
- 1 上記の範囲内において復代理人選任に関する件

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書添付一覧

No.	添 付 書 類	チェック欄
1	申請書（様式第2号その2）	<input type="checkbox"/>
2	配置予定技術者調書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
3	施工実績調書（様式第4号その2）	<input type="checkbox"/>
4	企業体協定書の写し	<input type="checkbox"/>
5	委任状	<input type="checkbox"/>
6	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<input type="checkbox"/>
7	各構成員の当該技術者の国家資格証明書又は監理技術者の写し	<input type="checkbox"/>
8	代表者の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書	<input type="checkbox"/>
9	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（直近年度）	<input type="checkbox"/>
10	同種工事を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し	<input type="checkbox"/>
11		<input type="checkbox"/>
12		<input type="checkbox"/>

工 事 費 内 訳 書

平成 年 月 日

中泊町長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名 印

1. 工事番号 第 号

2. 工事名 工事

3. 工事費内訳 (単位:円)

	項 目	数 量	金 額	備 考
直接工事費内訳		一式		
	共 通 仮 設 費	一式		
	現 場 管 理 費	一式		
	一 般 管 理 費	一式		
	合 計			

注1 入札金額と本書の合計金額と必ず一致すること。

2 直接工事費内訳は、各仕様書に規定する直接工事費の内訳の大項目を記入する。

条件付き一般競争入札参加資格審査申請書添付一覧

【単体企業】

No.	添 付 書 類	チェック欄
1	申請書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
2	配置予定技術者調書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
3	施工実績調書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
4	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<input type="checkbox"/>
5	当該技術者の国家資格証明書又は監理技術者の写し	<input type="checkbox"/>
6	同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書	<input type="checkbox"/>
7	法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（直近年度）	<input type="checkbox"/>
8	その他	<input type="checkbox"/>
9		<input type="checkbox"/>
10		<input type="checkbox"/>
11		<input type="checkbox"/>
12		<input type="checkbox"/>

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 中泊町発注に係る 工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散できるものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 %

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成す

る日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが、工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

と
とは、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

構 成 員 住 所
(代表者) 商号又は名称
代 表 者 名 印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者 名 印